

## 第63回産業統計部会議事録

1 日 時 平成28年10月24日（月）16:30～18:13

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

**【委員】**

川崎 茂（部会長）、西郷 浩、河井 啓希

**【審議協力者】**

熊井 裕二（一般社団法人日本ガス協会総務部調査統計グループマネージャー）、  
森下 淳一（日本瓦斯株式会社常務取締役）、財務省、厚生労働省、農林水産省、  
経済産業省、国土交通省、愛知県

**【調査実施者】**

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室：藤本室長ほか

**【事務局（総務省）】**

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官  
ほか

4 議 題 ガス事業生産動態統計調査の変更について

5 議事録

○川崎部会長 それでは、おそろいですので始めさせていただきます。本日も御出席いただき、ありがとうございました。

今日は第63回産業統計部会ということで、前々回の第61回部会に引き続きまして、ガス事業生産動態統計調査の変更についての審議をお願いしたいと思います。

今日の配布資料等につきまして、まず、事務局から、御説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○岩黒総務省政策統括官（統計基準担当）付官 本日の配布資料については、議事次第にありますとおり、資料1から資料4まで、また、参考資料としまして、前回部会の議事概要をお配りしておりますので、御確認をお願いいたします。

このほか、資料番号は付しておりませんが、座席図、出席者名簿及び前回の統計委員会で出た意見を記載した資料をお配りしております。不足の資料等がございましたら、事務局までお申し出ください。

また、席上配布資料も3種類ございますので、御確認をお願いいたします。

私からは以上でございます。

**○川崎部会長** 資料はよろしいでしょうか。お気付きのことがありましたら、またその時、お知らせください。

今日は、最終的には答申案の審議まで一気に進めさせていただきたいという目標でおりますが、その前に、前回の審議の中でいろいろ質問もございましたので、まず、それについて経済産業省からお答えいただきまして、その後、残る事項を審議していくということで進めてまいりたいと思います。

それから、今日は一応、18時半までを予定させていただいておりますが、万一過ぎた場合、御無理な方はご退席いただいても結構でございます。

それでは、早速、審議に入らせていただきます。

前回の質問事項に入ります前に、10月11日に統計委員会が開かれまして、その場で、この調査の審議に関する部会報告を行いました。その際、西村委員長から御意見がございまして、若干のやりとりがございましたので、最初に、その内容につきまして、事務局から御説明いただきたいと思います。お願いいたします。

**○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官** それでは、特に資料番号は付しておりませんが、1枚紙で、「ガス事業生産動態統計調査の部会報告の際に委員から示された御意見（要旨）」という資料を準備しておりますので、それを御覧ください。

10月11日のときに、部会長から1回目のガス事業の部会の報告をしていただいたのですが、その時に委員長から御発言がありましたので、それを改めて紹介いたします。

いつもながら、このペーパーの位置付けですが、正式な議事概要につきましては、委員会担当室が別途作成中ということで、便宜上、私どもが作ったものということで受けとめていただければと思います。

真ん中、黒丸で付けておりますけれども、御発言があったのは、都道府県別の把握についてです。委員長いわく、統計の比較可能性の向上の観点から必要と考えるけれども、報告者負担を考えると、なかなか対応は難しいという結論については理解をいたします。ただ、結論について、11日の委員会では「適当」という表現を使っていたのですけれども、「適当」という場合は、「望ましい」という、いわばポジティブな意味が強くなるので、「現状においては、適当」あるいは「現状においては、やむを得ない」といった留保的なものを付けた表現が適切ではないかと考えます。最終的な答申を取りまとめる段階では、表現ぶりも含めて部会で審議してくださいという趣旨の御発言でございました。

以上でございます。

**○川崎部会長** ありがとうございます。

この席上にも委員会の席でお聞きになっておられた方もいらっしゃるかと思いますので、あえてくどく申し上げることもないのかもしれませんが、私も、西村委員長の御意見を聞きながら、かなり賛同するところもございました。特に「やむを得ない」というのは、私も正にそのような気持ちも少しあって、表現ぶりがやや粗かったかという気もしたところではありますが、ただ、部会に御意見をお諮りしてから、どのような表現にまとめるかを決めていきたいと思われましたので、そのようなことで引き取らせていただきました。

私自身の受け止め方としては、このお話については幾つかございます。前回の部会でも申し上げましたけれども、やはり、都道府県別の結果があるほうが望ましいということは、基本的な認識としては持っております。ただ、御説明いただいたとおり、特に供給者側のデータで見えていくと、地域的には、かなり特定の事業者が明らかになる、秘匿の問題が生じるということも理解できるので、その面から、無理に推し進めることは限界があるということも理解しております。ただ、需要者側、特に家計側について見ていきますと、必要性はかなり高いだろう。1つは、エネルギーの利用という観点もあります。また、各都道府県の市場に参入していく業者あるいは市場の変化の状況を捉える上でも、今後、新しい流通方式がどのように変化していくかを把握する上で大事なのだろうと思います。

そのような観点で、週末に少し調べ物をしておりまして、実は昨日になりまして、日本ガス協会が発行されているガス事業便覧の中に、既に都道府県別の供給状況が公表されていることに気が付きました。早く気が付けばよかったです、少し遅くなりまして、そのようなことで、統括官室に御相談しまして、そのようなことも既にお伝えいただいているところかと思えます。

このような状況であれば、都道府県別データについては一定の必要性もあるということを考えれば、今後の自由化の進展あるいはひょっとしたら新規参入の事業者はガス協会に入らずに事業を行うケースもあるかもしれないということを考えますと、改めて、やはり、公的統計でこれを調べることは重要なのではないかという気がいたしております。

これが1点ですが、もう1点、ブロック別で提供することにつきましては、既に統計委員会の席でもいろいろな問題が出ておりますし、あるいはその他の場でも指摘がありますが、比較可能性の問題があるということで、いろいろな議論が出ております。また、今すぐの問題に限らず、今後、データの二次利用といったようなことが起こって来たりしますと、やはり、いろいろな組替えの分析が必要になるでしょうから、そういう意味では、比較可能性の観点から、やはり、都道府県別把握はあることが望ましいと言えるのではないかと思います。

このようなことを総合して考えますと、都道府県別の把握が必要であるということは否定できないと思います。また、もう一方で、現時点では、報告者の立場から、なかなかハードルの高い状況だということも承知しております。このような状況を考えますと、西村委員長からも指摘があったように、「適当」というよりは、「やむを得ない」というほうがよろしいのではないかと考える次第です。

このようなことにつきましては、また改めて、後ほど御説明いただくなり、状況を把握することにして、御審議させていただきたいと考えておりますので、とりあえず御留意いただいて、また、御検討、御審議をお願いしたいと思います。

前回の統計委員会の議論についてはこのようなことですが、この点につきまして、とりあえず、何か御指摘等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、これについては、また後ほど戻らせていただくことにさせていただきます、最初に申し上げました前回の部会で質問事項としての宿題としてお願いしておりました点についての確認をお願いしたいと思います。調査票の保存期間とか、現在どこまでのものが

利用できるかといったような質問だったかと思います。それでは、調査実施者の資源エネルギー庁から、お願いいたします。

○藤本経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長 資料1の経済産業省説明資料に基づきまして、御説明させていただきます。

①現時点において、過去データは、どこまで遡って利用可能となっているかという御質問です。

まず、(1)公表資料ですが、定期刊行物としましては、国立国会図書館に、毎月13部を納本させていただいています。最古の蔵書は昭和27年6月分でございます。調査自体は昭和26年4月に開始しておりますので、若干、当初分が残っていないという状況になっております。それから、ウェブですけれども、e-Statに平成17年分以降を掲載させていただいています。それから、資源エネルギー庁のウェブにおきまして、平成19年分以降を掲載させていただいています。

(2)調査票情報でございます。現在は、現行のガス事業生産動態統計調査計画に従いまして、保存期間2年としており、過去2年分が利用可能となっております。

②今後における長期データの保存・提供について、どのような方針を有しているかという点です。集計結果につきましては、e-Statの掲載により、永年保存は担保されるものと考えています。e-Statにおけるデータの掲載期間に関しましては、掲載しているデータを所管府省が自ら削除しなければ削除されることはないと独立行政法人統計センターから聞いております。正に、データを所管しております当省、当室としましては、本統計調査のデータは、今後もe-Statに掲載し続けることとし、削除することは考えておりません。したがって、永年保存していただけるものと考えております。

また、調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン（改正平成24年12月25日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）に従いまして、本調査についても、今回の変更申請によりまして、調査票の内容を記録した電磁的記録については、保存期間を永年とすることとしたいと考えております。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

この点につきまして、いかがでしょうか。御意見、御質問等ありましたら、お願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

これまでは調査票の保存が2年しかないということで、そういう意味では、それ以上遡ることは難しいことだったわけで、今後、これを永年に変えるという対応は望ましいことであると思いますが、そのような理解でよろしいですね。

それから、集計結果につきましても、既存のものはできるだけ、電子媒体に載っているものは永年となるし、紙媒体は、既にあるものは国立国会図書館に保存されるということですので、その点でもよろしいかと思います。

では、この統計については、むしろ適当であるということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、続きまして、審査メモで残っている部分があったようですので、そちらに戻っていただきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

**○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官** それでは、審査メモということで、資料2の10ページになります。

（6）－2 調査票情報の保存期間及び保存責任者ということでございます。先ほど資源エネルギー庁から、保存状況、それから、将来に向けての方向性を御説明いただきました。今、結論も出されたということで、後追いになりますけれども、今回の宿題返しの中で、保存期間、保存責任者というのも変更申請の中に挙がっておりますので、併せて確認いただければということで準備した次第でございます。若干重複するところもありますが、通り一遍、説明させていただければと思います。

変更内容といたしましては、表7のとおり、保存責任者と保存期間を変えるというもので、今までは、調査票という表示のみで、紙か否かは区別せずに、経済産業局長と経済産業大臣で2年ということだったのですが、これを紙と電子媒体に分けまして、紙は引き続き2年ということですが、先ほども御説明があったとおり、電子媒体については永年にするものでございます。

審査状況を改めて申し上げますと、現状においては2年ということですので、いわば3年以上前のデータがないという意味では、二次利用する際の支障ということは否定できないかとは思いますが、少なくとも、今後行われる調査については、電磁的記録が永年保存され、二次利用の支障がないように対応されるということですので、今回の変更に関していえば、適当と考えていたところでございます。

以上でございます。

**○川崎部会長** すみません、この資料が出ているのを忘れて、先に私の理解を申し上げてしまいまして、少し押しつけがましくなったかと思えます。念のため確認させていただきますが、資源エネルギー庁と今の事務局の説明を踏まえまして、今申し上げました方向でよろしいでしょうか。

それでは、改めまして、確認させていただいたことにいたします。

では、これで、前回までの宿題といたしますか、お問い合わせについては、お答えいただいたと考えますので、審査メモに沿いまして、引き続きまして、残る項目の審議に入らせていただきたいと思います。

次の事項は、本日配られた資料2の審査メモの13ページからとなります。「3 未諮問基幹統計としての確認」ということで、ここから残る項目としての審議を進めさせていただきたいと思えます。

それでは、最初に事務局から、基幹統計としての要件の適合性について、御説明をお願いしたいと思います。

**○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官** 御説明いたします。

未諮問基幹統計としての確認ということで、この調査あるいはこの調査から作られる統計につきましては、統計委員会が発足して以降、1回も諮問にかかっていないということもございまして、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成26年3月25日閣議決定）の中

で、そういうものについては必要に応じて確認すると言われてしています。その一環として、この部会の時間を頂戴するものでございます。

大きく3つのパーツに分かれるのですが、まず1つ目ということで、順次説明していきたいと考えております。

「(1) 基幹統計としての要件の適合性」、要するに、利活用の確認ということになります。審査状況でございますけれども、基幹統計につきましては、統計法第2条第4項第3号で、基幹統計はどのような要件を満たすかと記載しています。それが点線の枠囲みのイロハという3つです。イが行政利用、ロが民間利用、ハが国際利用ということでございます。それぞれの利活用につきましては、この基幹統計あるいはこの基幹統計調査を諮問したときの諮問の概要のときにも触れておりますけれども、いずれにいたしましても、イロハともに重要なデータとして利用されるというところは、既に説明済みかと思えます。

そういったことから、基幹統計の要件には基本的に適合しているとは考えているのですが、論点に挙げておりますとおり、二次利用も含めて、諮問の概要で挙げている利活用以外の利活用実態について、ほかのものがあればということで、この場でお時間をいただいで確認するというものでございます。

以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、調査実施者の資源エネルギー庁から、御説明をお願いしたいと思います。

○藤本経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長 資料3、経済産業省説明資料で説明します。

18ページでございます。「3 未諮問基幹統計としての確認」の「(1) 基幹統計としての要件の適合性」であります。諮問の概要で書かれている利活用以外の利活用実態はどのようなになっているかという点でございます。

e-Statの最近のアクセス数は、表とその下のグラフのとおりとなっております。2015年で合計2,734件、その前年2014年で4,460件、2013年で2,025件等となっております。2014年は、想像が入りますけれども、ちょうどガスシステム改革、今回の自由化の議論がなされていた時期でもあり、場合によっては、その関心が高かったのかと考えております。

グラフの下にいきまして、二次利用実績につきましては、平成27年度に日本銀行から企業物価指数作成のため、地方自治体から県内の統計作成のためとして、2件の申請がございました。その他、全国産業連関表や総合エネルギー統計といった統計においても、本統計調査の公表結果が利用されております。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、これにつきまして、皆様から、御意見等をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

この利用件数を見て多いとか少ないとかいうのは、この数字だけ見て直ちに、どなたもなかなかコメントしにくいと思いますし、私もそう思いながら申し上げるのですが、恐らく、ガス事業という非常に特定の分野なので、都市ガスというのは、一般家庭でも、誰で

も、多くの人が利用しているから、実は重要な統計ではありながら、わざわざ、そのデータを見ようという人は必ずしも多くない。でも、必要なものは必要として、いざ、見るときは見るということなので、このようなことと受け止めるのかと思いました。利用したい人は利用できる環境になっているということで、これはこれでよろしいのかと私は受け止めたのですが、特にありますでしょうか。

では、この件につきましては、一応、利用に見合った提供が行われているということで整理させていただきます。

では、次の項目に進ませていただきたいと思います。事務局から、御説明をお願いします。

**○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官** 資料2の審査メモの14ページ、「(2) 本調査の実施の必要性」でございます。

前のページ、(1)では、統計の重要性と申しますか、利活用について見ていただきましたけれども、仮に統計が必要であるとしても、その作成のために統計調査という方法で情報を集めなければならないのかというのが、この部分のポイントになるかと思えます。審査状況の第一段落の中ほどになりますけれども、この調査はガス事業法と表裏一体の関係にはあるのですが、法律の中には、経済産業大臣による事業者に対する報告徴収という規定があります。参考として報告徴収の規定を挙げておりますので、御参照いただければと思えますけれども、この報告徴収によって、本調査で把握している情報を収集すれば、本調査に代替できるのではないかという考え方があり得るかと思えます。これについてですけれども、ガス事業法に基づく報告徴収、どういった目的で組み立てがあるか、位置付けがなされているかということですが、審査の過程において聞いた情報によりますと、監査を行う場合あるいは事故が発生した際、必要な情報を特定の事業者から聞くあるいは集めるということを主な目的としており、全事業者から、生産活動の動向を経常的に報告させるという目的のために置かれているものではないということでございます。基本的な目的を違えるということになりますので、本調査を代替することはできないということでございます。

以上のようなことから、報告徴収に関しては、個別の事案に関して個別の事業所から聞くものであり、全事業所から経常的に情報を聞くのは統計調査ということで、役割分担がなされているところはあるのですが、それについて、論点にありますとおり、再確認はしておきたいと考えております。

論点のところは3つ挙げておりますけれども、1つ目、aといたしましては、報告徴収と調査との役割分担、それから、bといたしましては、改めて本調査に代替することができないかどうかということ、それから3つ目、cとしては、基幹統計調査ということになりますと報告義務を課すことになりますので、そういった義務を課さなければ、調査、言いかえれば情報収集がうまくいかないかという、この3点に関して投げかけをしているところでございます。

以上でございます。

**○川崎部会長** ありがとうございます。

それでは、以上の3点の論点につきまして、資源エネルギー庁からの御説明をお願いします。

○藤本経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長 資料3、経済産業省説明資料に沿って、説明します。

19ページでございます。「(2)本調査の実施の必要性」、まず、aの「報告徴収と本調査の役割分担」でございます。改正ガス事業法におきまして、先ほどの資料2にありましたとおり、報告徴収は第171条に規定されています。この報告徴収で調査する内容は、ガス事業法の施行、すなわちガス事業の運営の調整、ガスの使用者の利益保護または保安の確保などの観点から報告を徴収することが必要と考えられるものであります。ガス事業者などに対する監督・規制を適切に実施するために、ガス事業者などから必要な報告を徴収することを目的としています。

一方で、統計を目的として集計値を作成して利用したい場合は、統計法に基づいて行うこととしております。

このように、報告徴収規定は、監査などの際に必要に応じて運用されているものであります。本調査は、ガス業界の生産の実態を明らかにするために行うもので、両者の役割分担がなされているものと考えています。

bの「ガス事業法の報告徴収で本調査に代替することは困難か」という問いでございます。改正ガス事業法第171条の規定で報告させることができる事項には、(1)ガスの供給業務の運営に関する事項、(2)ガス工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事項、(3)会計の整理に関する事項、(4)消費機器の調査に関する業務の運営に関する事項などを想定しています。具体的には、監査などにおいて上記に関する情報が必要であると判断された場合や、事故などがあつた場合に、その詳細等がございます。

仮に報告徴収の回答内容を法令違反等の事例から見られた場合には、必要に応じて業務改善命令や罰則などを適用することとなります。

本統計調査は、ガス事業の生産の実態を明らかにし、ガス事業に関する施策の基礎資料を得ることを目的としております。基幹統計は、調査票の本調査の結果を直接の根拠として、改善命令や罰則などを適用することはできないことになっております。

報告徴収規定と本統計調査では調査目的が異なるため、本統計調査の内容を改善命令や罰則等を適用することが可能な報告徴収で代替することは適当ではないと考えています。

20ページ、「c 基幹統計調査として、報告義務を課さなければ、調査の目的を達成できないか」という論点です。本統計調査は、昭和26年より指定統計として、報告義務者の理解のもと、実施しているところであります。一方で、一般ガス事業者、特に簡易ガス事業者におきましては小規模の事業者も非常に多く、基幹統計として統計法第13条による報告義務が課されていることで回収率が担保されているものと考えています。

高い回収率によって、ガス事業の生産の実態を明らかにし、ガス事業に関する施策の基礎資料を得るという目的がこれによって達成されていると考えています。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

ただ今の御説明に関しまして、御意見、御質問等がありましたら、お願いしたいと思います。

特にございませんか。

では、私から若干、感想のようなことを申し上げますが、こういう事業法に関連して報告徴収の権限がある分野について統計調査を行われていたというのは、多分、これだけではないことでもあるかと思えます。そういう意味では、これが特別に、ものすごく何か問題だということではないとも思いますし、また、今日の3点についての御説明のように、法律上の報告徴収と統計調査としての調査のための情報収集というのは役割が違うということ調査実施者において明確に認識されているというのは、極めて良いことだと思います。特に、法律上の報告徴収は、やはり監査ですとか、あるいは何らかの行政措置などのために徴収する情報ということでもあるので、その点と統計調査は相入れないということで、その意味では、統計調査は、そういう観点ではない統計のためのもので運用されているということで、そういう意味で、別のものとして行うというのは、私は理解できると思いました。

そういう意味で、この調査を基幹統計調査として報告義務を課しつつ実施することが必要というのは、今の御回答から認められると考えたわけですが、よろしいでしょうか。

では、そのようなことで整理させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

それでは、次の事項に進ませていただきたいと思います。次は、ガス事業の実態を踏まえた調査体系の見直しの必要性という項目となります。

それでは最初に、論点と審査の状況につきまして、事務局から御説明をお願いします。

**○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官** それでは、資料2の審査メモの最後のページ、15ページ、(3)ガス事業の実態を踏まえた調査体系の見直しの必要性の審査状況でございますけれども、この調査につきましては、以前も説明しましたが、ガス事業法に基づくガス事業者を対象に行われているということですが、この案件、いろいろお話を伺うにつけ、国内におけるガス供給というのは、決してガス事業法に基づく供給だけではないというのが分かってきたことございまして、2行目から3行目に記載しておりますけれども、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）という法律がありまして、これに基づく液化石油ガス販売事業によっても行われている。要は山間部であるとか、町中でも飲食店の軒先にボンベが置いてあるというパターン、あれはガス事業法ではないということですので、この調査がガス事業法に基づく事業者を対象にすることによって、国内におけるガスの生産、供給について、実は網羅できていないのではないかという素朴な疑問が出てきたところでございます。

この調査の結果が、いわゆるインフラの統計として、例えば、災害発生に際して利用されること、こういった地域で、どれだけの被害が発生して、どれだけが通じていないかといったようなことで利用されるという可能性も考えますと、この調査について、ガス事業を網羅する調査としての整備あるいは充実という可能性も出てくるのではないかと考えた次第です。

それで、最後の論点として設けさせていただいたところになります。論点 a b c とあり

ますけれども、まず a のところですが、ガス事業に関して、統計調査の把握状況はどのような状況かということ。それから b ですけれども、液石法に基づく事業の実態について、別途、統計化されているかどうかということ。それから c ですけれども、液石法に基づく事業も含めて、この調査あるいは統計として拡充、体系化するという選択肢はあるのかということ。この 3 つを投げかけているところです。

以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、資源エネルギー庁から、以上の論点につきましての御説明をお願いします。

○藤本経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長 資料 3、経済産業省説明資料 21 ページで説明します。

「(3) ガス事業の実態を踏まえた調査体系の見直しの必要性」であります。私からは、論点「a ガス事業に関する統計調査の把握状況」について、説明します。

22 ページの別紙を御確認いただければと思います。上から図が 3 段に分かれておりますが、ガス事業法が対象としておりますのが上から 1 段目、2 段目となります。LNG をベースとするガスを基地で受け入れて、これを導管で需要家に流していくという事業が 1 段目でございます。

それから、LPG (液化石油ガス) を輸入しまして、これを簡易なガス発生設備でガスに変えて、これを導管で需要家に供給するという事業がございます。こちらにつきましては、簡易ガスと呼んでいる事業であります。こちらも引き続き、自由化後もガス事業法の対象となります。ただ、供給地点の数のところ、二段目の右端を見ていただければと思いますけれども、70 戸以上がガス事業法の対象、69 戸以下については液石法の対象となります。今回御審議いただいておりますガス事業生産動態統計調査につきましては、ブルーで囲っておりますけれども、対象範囲がガス事業法に基づくガス事業の部分になっております。

ガスの供給は、ガス事業法の対象となっている導管により供給する今の部分のほかに、LP ガスをボンベに充填して供給するものがございます。図でいいますと、一番下の 3 段目になります。こちらはガス事業生産動態統計調査の対象となっておりますが、当省が実施しております他の統計、石油製品需給動態統計調査によりまして、LP ガス全体としての需給動向を調査しているところでございます。法律としては、液石法が所管法律となります。

私からは以上です。

○高野経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課課長補佐 続きまして、b、c について、説明させていただきます。

まず、b の論点でございます。我々経済産業省では、今説明のありました石油製品需給動態統計調査、基幹統計調査の一つになりますけれども、こちらを実施しております。石油製品需給動態統計調査におきましては、LP ガスをはじめとしまして、ガソリンや灯油、軽油、こういった石油製品全般について、それらの国内生産量ですとか輸入量、国内販売量、輸出量の全体的な動向を把握しております。対象事業者としましては、LP ガスやガ

ソリン、灯油、軽油、こういったものを輸入される事業者の方々、また、原油を輸入して、国内で石油製品を精製する事業者、国内精製会社、石油の精製会社为中心になりますけれども、こちらが調査の対象になっております。

先ほど説明しました別紙ですと、一番下の3段目、左端のLPG基地と記載されている部分がLPガスの輸入事業者該当するものでございまして、こちらは石油製品需給動態統計調査で調査の対象になっております。

また、我々国でやっている統計調査のほかにも、業界団体におきましても、様々な統計データを整理されております。席上に配布させていただきましたけれども、A4の横表にございますLPガス都道府県別販売量でございます。こちらにつきましては、主にLPガスの輸入事業者で構成しております日本LPガス協会、毎月、輸入事業者または国内の精製会社を対象に調査を行っておりまして、LPガスの国内の都道府県別、用途別、こういった細かいデータを整理して、統計としてまとめて、一般に公表しているところでございます。

続きまして、cの部分について、説明させていただきたいと思っております。cの論点としては、「今回のガス事業生産動態統計調査、LPガスのやっている液石法の部分も対象に含める必要があるのではないか」という点でございます。この点につきまして、我々、資源エネルギー庁としては、今御説明申し上げました石油製品需給動態統計調査ですとか、席上に配布させていただきました業界団体による調査、こういったもので、我が国全体としてのLPガスの需給動向というものは把握できていると考えております。したがって、今回のLPガスの部分につきまして、ガス事業の生産動態統計調査に含まずとも、全体はしっかり把握できていると考えております。

また、これは補足になるのですが、実は液石法に基づくLPガス販売事業者は、全国に2万者ほどございます。事業所数でいくと、もっと数が増えるかと思っております。しかも、従業員数が5人とか6人ぐらいしかないような小規模な事業者が多数を占めておりまして、こういった小規模な事業者、しかも、これだけの数がある事業者を調査の対象にすることは、これらの事業者に、それなりの大きな負担をかけることにつながるのではないかと考えております。また、事業者数が非常に多いので、仮に統計調査の対象にした場合、やはり、我々の行政コストも相当上がると考えております。

以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、皆様から、御意見、御質問等がありましたら、お願いしたいと思います。

○森下審議協力者 御説明ありがとうございます。

今の御説明で、需給状況については大体把握できているということで、問題はないかと思うのですが、1点、需要家数とかメーター取付数といった末端需要家の数値がここでは把握できないということで、新規参入ですとか、エネルギーの利用状況の確認について、一戸当たりの使用量等が把握できないというところもあります。実際、2万者あるので、なかなか難しいと思うのですが、こういったところを月1回の報告とか、年1回の報告とか、報告の方法ですね。LPガス協会ですとか、そういったところを含め

て、今後、考えていただけたらと思います。

以上でございます。

**○川崎部会長** ありがとうございます。

確かに、L Pガスはそうですね。これは総量のみということですかね。ただ、ここでL Pガスの統計が審議対象に挙がっていないので、なかなか議論の難しいところで、御意見、確かに今の環境の変化の中では特に重要だというのはよく理解できることだと思います。ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

**○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官** 事務局から1点、念のために確認しておきたいと思うのですが、今、業界統計で捉えている部分、それから、資源エネルギー庁が自ら得ておられる部分で全体像は分かるという、そこは理解できたのですが、例えば、本日の席上配布資料で出していただいた日本L Pガス協会で、こういう統計が協会として必要というのは、そもそも、どういう理由でやっておられるのか。何でこういうことを聞くかと申しますと、将来的にその必要性が乏しくなったときに、協会として、こういう統計がなくなれば、全体像が見えなくなる可能性もある。現に他の分野でも、こういった業界団体の統計が充実していたんだけど、徐々に未加入の人とか、いろいろ増えてきて、それから、協会自体も必ずしも十分活動できなくなってやめましたというようなケースで、かえってそれが公的統計に切り替わってくるケースがあるものですから、そもそも、今なぜ、協会がこういう調査をされているのか。そして、さらに将来的にもその状況は続くと考えられるのか、それとも要因の変化はあり得るのか、そこだけお教え願いたいと思います。

**○高野経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課課長補佐** 日本L Pガス協会でも、我々が実施している全体としての需給統計というのは当然承知しているところなのですが、それを細分化して都道府県別に需要動向を把握するのは、業界にとっても、やはり非常に必要なことであろうと考えているのだと思います。

といいますのも、L Pガスと都市ガスというのは、ある意味、競合関係にございまして、最近ですと、電気ともエネルギー間競争が、自由化によって、これからますます激しくなってくる中で、やはり、L Pガスの需要動向を各エリア別に分けたときに、どのような変遷をたどっているのかを業界としてしっかり把握することが重要であると考えていると我々は受け止めております。したがって、随分前から、日本L Pガス協会は独自にこういった統計調査をやっておりますので、これから、L Pガスをめぐる環境は、エネルギーの自由化に伴って、かなり厳しい状況になっていくと業界も認識しておりますので、そういう意味では、引き続き、この統計の重要度は、これからますます高くなっていくと考えておまして、これが今すぐなくなるということはないと我々も考えております。

**○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官** ありがとうございます。

ということは、L PガスとL N G、都市ガスは合わせ技で見るといいですか、その時に、L Pガスは都道府県別にあるということ、ある意味、その部分が都市ガスに切りかわったり、逆というのはあまりないのかもしれませんが、こういう統計を見る場合は、需要量の

目安、参入していくときの目安にもなるという見方でよろしいのですか。

○高野経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課課長補佐 そうですね。1つは、参入の目安にもなるかと思っております。特にLPガスの場合は、地域によっても、それぞれ需要特性というものが違います。例えば北海道は、暖房用の熱源としては灯油を使っている。給湯器も結構灯油を使っているところが多くて需要量は低いとか、また、他の地域に行くと、それが逆転して、LPガスのほうが需要が多い。地域によって需要特性も違ってまいりますので、こういうデータからそういった違いを明らかにしていくという意味でも、業界としても必要に感じてやっているのかと考えております。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 御説明ありがとうございます。席上配布資料も準備いただきまして、ありがとうございます。

1点、事実関係の確認ですが、LPガスの販売量ということで、資料3の別紙と見比べたときに、席上配布資料で掲げられているデータというのは、簡易ガスの部分も含めた総販売量ということになるのでしょうか。

○高野経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課課長補佐 そういう意味では、上の部分も一部含まれた形になっております。また、この統計調査の業界の統計は、実は今回お示ししている図の表は一般家庭用向けの販売になっておりますけれども、実はこれ以外にも、例えば工業用の熱源に使われていたり、また、自動車用の燃料、LPガスはタクシーの燃料として広く使われておりますし、また、化学製品の製造用の原料ですとか電力、火力発電所の熱源にも使われていまして、かなり幅広い用途がございます。そういった様々な用途を網羅した形での数字になっていると御理解いただければと思います。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 ありがとうございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。どうぞ、お願いします。

○河井委員 席上配布資料に関してですけれども、LPガス都道府県別販売量というのは、先ほど、小さい業者は2万者ほどあって、そちらを把握するのは難しいということだったのですが、これは全数ですか。LPGの基地で把握しているのか、それとも個々の事業者質問書を送って、それで全数を把握しているものなのでしょうか。

○高野経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課課長補佐 これは、2万者を対象にして調査は行われておりません。先ほど申し上げたように、LPガスの流通形態というのは、実は8割が輸入品になっております。輸入して国内に出荷している、いわゆるLPガスの輸入事業者、我々は元売り事業者と呼んでおりますけれども、そういった事業者と国内で原油を精製した過程で出てくるLPガスで供給されるものが残り2割ございまして、この2つを合わせたものが日本国内全体の供給量の全てになります。そういった一番大もとの事業者が出荷しているところ、卸、小売とつながっていくのですが、もともとの供給事業者が供給した先の卸売事業者にどういう用途で使っているのかを元売事業者がヒアリングすることによって、この数字を把握していると聞いております。したがって、この数字は、あくまでも一番上流過程にある輸入事業者と精製会社から提出を受けている数字をまとめたものになります。

○河井委員 ということは全数だということでしょうか。

○高野経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課課長補佐 輸入事業者と精製会社という意味では全数調査になっています。

○川崎部会長 私も今のことに関連してお尋ねしますが、大口の上流工程の供給者から配分先を見るような格好になったのがこの統計という理解ですので、そう考えていくと、例えば、この表の一番左の家庭業務用といったところを実際の利用者が何件あるかというのを捉えるのは、恐らく、上流段階では把握しきれない。聞こうと思ったら、2万者の下流段階のところ聞かないと分からないということになってくるのですか。

○高野経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課課長補佐 そうですね。正確な数字は、やはり末端の小売事業者でないと、なかなか把握できないと思います。ただ、実は液石法の仕組みとして、各販売事業者に対して、お客さんの数に合わせて保険に入ることが義務づけられています。液石法上の事業者の登録を受けるときの義務の一つになっているのですけれども、その保険を請け負っている組合がございまして、そちらで保険の付保数から大まかな需要家の戸数というのは、ある程度把握できる形にはなっております。ただ、そこも完璧ではございませんので、大体大まかな、全体的な傾向としか把握できないのです。

○川崎部会長 そうすると、言葉を変えて言えば、そちらの保険の数字からすれば、利用世帯数の近似値みたいなものが得られるかもしれないというぐらいのことですか。

○高野経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課課長補佐 はい。

○川崎部会長 通常、その保険の件数は公表されているものですか。

○高野経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課課長補佐 これは、公表しているところと公表していないところがございまして、我々、この数字をうまく公表できると、ある意味、先ほど委員の方からも御指摘いただいた点に答えられるのかと考えておりますが、その点は、これから、保険をまとめている組合とも、いろいろお話をしていきたいと思っております。

○川崎部会長 ありがとうございます。

先ほどのお尋ねは、そういうことが解決する上で、鍵になっているようで、仮に今の石油製品需給動態統計調査の枠の中で都道府県別の需要家数を調べようというのは、今の調査の枠組みだと難しいけれど、いろいろなものの合わせ技で推計していくなら可能かもしれないということなのではないでしょうか。

○高野経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課課長補佐 はい。

○川崎部会長 なるほど、分かりました。

ほかにはいかがでしょうか、何かありますでしょうか。

それでは、この論点に関しましては、今の森下審議協力者からのお話のように、もう少し現状の石油製品需給動態統計調査で、特に需要家数といったところまでほしいということはありながらも、現実には、調査としては、それを変えて、また一つの体系にしていくのはなかなか難しいということもあろうかと思っておりますので、現時点で、経済産業省としては、特に調査対象に追加することは考えていないというお答えをいただいておりますが、それ

はそれで、現状としては適当というか、やむを得ないというか、これも先ほどのお話のようになるのですが、そういう理解をさせていただきまして、また、今後引き続き、特に今、ガス事業自体が変わっている中での情報提供として、都道府県別の結果について、もう少し充実していただけることも含めて、今後、検討していただけたらと思っております。

ということで、これはガス事業生産動態統計調査では、ひとまず適当ということにさせていただこうかと思いますが、よろしいでしょうか。

では、これにつきましては、そのように進めさせていただきます。

それでは、審議事項として挙げられたものとしましては、事務局で用意していただいた論点は、これで全てカバーしていただいたことになるかと思えます。これまでカバーしていただいた論点以外に、特にこの機会に何か議論しておくべきということが、もしありましたらお伺いしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

それでは一応、これで全ての審議事項はカバーしたということにさせていただきまして、続きまして、答申案についての審議に入ることとさせていただきたいと思えます。

答申案ですが、実は前回までの審議である程度の整理ができた部分もございますが、本日審議していただいた事項もありますので、全てのを文章の形に整理できているわけではございません。今の答申案というのは資料4になります。ということで、本日は既に文章化できている部分の方向性について、合意いただければと思っております。残った部分につきましては、書面決議という形で、メールで確認させていただきまして、その上で議決としたいと考えております。メール審議となりましたら、メール上の1回分の第64回産業統計部会という形式になろうかと思えますが、効率的に進めさせていただきたいと思えます。

それでは、資料4に沿いまして、現在明らかな部分、それから、ある程度合意が得られている部分とそうでない部分は分けながら、審議に入らせていただきたいと思います。

それから、十分結論が出ていないと思われるものは、「(P)」、保留という表示をさせていただきます。

それでは、順番に進んでまいりたいと思えます。

まず、1ページ目ですが、本調査計画の変更でございます。承認の適否といたしまして、ガス事業生産動態統計調査の変更につきまして、統計委員会として適当と考えるか否かという判断を記載しております。これにつきましては、承認して差し支えないという案としております。

続きまして、理由等で順番に理由を記載しております。

ざっと概要を御覧いただくために、(2)理由等がたくさんございますが、ページをずっとめくって、その先まで見ていただきますと、7ページが次の項目になりまして、先ほどの事項で、2の今後の課題への対応状況ということでしたが、これも入っております。

それから、3のオンライン調査の推進につきましては、このように案文を記載させていただきます。

それから、一番下の4の今後の課題につきましては、ペンディングということで、空けてございます。

最後に、5の未諮問基幹統計の確認、先ほど御審議いただきました8ページ目、これにつきましてもペンディングとさせていただいておりますが、先ほどのような方法として、適当であるという整理であろうかと思っております。

このようなアウトラインとなっておりますが、これにつきまして、順番に確認させていただきたいと思っております。恐縮ですが、もう一度、頭に戻っていただきまして、確認させていただきたいと思っております。

まず、1ページ目の頭、「(1) 承認の適否」につきましては、承認して差し支えないという判断をさせていただいております。全てのところを確認した上で、最終的に戻りたいと思っておりますが、そのような方向であろうかと思っております。むしろ、内訳の説明といたしまして、「(2) 理由等」から順番に、これから確認させていただきたいと思っております。

まず、「(2) 理由等」の「ア 調査目的の変更」でございます。ここにありますように、表1のとおり変更するという計画でございます。これにつきましては、これまでの御意見からしますと、適当であると整理させていただいておりますが、このような形でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、これについては御承認いただいたとしたいと思っております。

それでは次に、「イ 調査対象の範囲の変更」でございます。これにつきましても、表2のような変更ということでございますが、次の2ページ目の中ほどにございますように、適当であると整理させていただく案としておりますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、これも御承認いただいたことにさせていただきます。

次に、「ウ 調査事項の変更」でございます。実はここは、先ほど冒頭に申し上げました統計委員会が出た議論を踏まえての検討が必要かと考えております。西村委員長から、ここについては「適当」でよいのか、むしろ、「やむを得ない」とすべきではないかという御意見があった項目でございます。特に調査事項の変更の中でも、地域別のデータの把握についての課題がございました。これにつきましては、本日、私からも提起させていただきまして、既に地域別のデータもあるということも申し上げておりますが、このようなことにつきまして、少し状況を御説明いただいて、確認した上で、答申案の文章を確定していきたいと思っております。

そこで、追加資料としまして、今日は、ガス事業生産動態統計調査の集計表とガス事業便覧の中の統計表の該当部分をコピーさせていただいております。これにつきましてもきちんと理解した上で審議してまいりたいと思っておりますので、資源エネルギー庁から、御説明をお願いしたいと思います。

**○藤本経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長** まず、ガス事業便覧につきまして、既に都道府県データが出ているといった点、本来であれば、我々で確認、御説明すべきであったところ、申し訳ございませんでした。

配布いただいておりますガス事業便覧のデータでございますが、こちらは日本ガス協会が調査し、事業者の協力のもと、資源エネルギー庁監修として、年に一度、作成しているものであります。そういう意味では、ガス事業生産動態統計調査とは別物という整理になる

うかと思えます。ガス事業便覧の詳細な作成方法などは、もしよろしければ、日本ガス協会の熊井審議協力者より補足いただければと思えます。

この統計調査におきましては、販売量や調定数を都道府県ごとに年に一回やっているわけですけれども、これを都道府県ごとに毎月調査するとなりますと、基幹統計として報告義務もかかりますし、毎月10日までの提出が求められることになりまして、報告者の負担が大きくなるのではないかと考えております。また、1つの県で1社しか存在しない場合などは、販売量や調定数の月ごとの変化が明らかになることについて懸念する事業者も出てくる可能性があるかと思っております。年ごとの変化であればまだしも、月ごとの変化がつまびらかになることについて懸念する事業者もいるかもしれないということかと思えます。

さらには、今はガスの小売全面自由化はされておられませんので、仮に個社のデータが出たとしても、その状況を見て、その地域にガス事業として参入する社というのは小口についてはあり得ないわけですけれども、今後は、競争状態になりますので、自由化後も同様に問題なくこうしたデータを出せるかどうかは、検証、確認が必要かと思っております。いずれにしましても、仮にガス事業生産動態統計調査で同様なデータを月ごとに公表すると、事業者とは十分な調整が必要かと思っております。

それから、もう1点、ガス事業便覧の130ページとガス事業生産動態統計調査の年度計の数字でございますが、販売量、調定数とも、ほぼ同じような数字が出ております。御承知のとおり、ガス事業生産動態統計調査は、地区別表としてブロック別の販売量及び調定数は毎月集計しています。紙で席上配布していただいているものは年度計の総括表でございます。毎月の集計結果を足し合わせた数字で、利用者の利便性などのために、当室が任意で作成しているものであります。この形で年度計のブロック別の集計表も公表しております。そういう意味では、別の形で調査しているものではありませんけれども、この統計調査とガス事業便覧は、結果の数字がほぼ一致することは自然なことではないかと考えています。

私からは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

熊井審議協力者から何か御説明などありますでしょうか。

○熊井審議協力者 今、藤本室長がおっしゃったことについては、そのとおりだと思います。お手元のガス事業便覧の130ページですけれども、こちらは年に1回、私ども日本ガス協会から、一般ガス事業者に対して調査票を送りまして、それに対して、ガス事業者から回答してもらったデータをもとに集計しているものでございます。毎年のサイクルといたしましては、年度が明けました5月下旬頃に、前年度末、その年の3月末における数字の提出の依頼を行いまして、締め切りは7月下旬というサイクルで、毎年回して、提出してもらっているものでございます。したがいまして、記入のために、年度が終わってから2か月以上たった5月下旬にようやく依頼を発出しまして、提出してもらうのは7月下旬ということになりますので、3月末から数えますと、事業者には4か月強程度の準備期間があるものでございます。したがいまして、その意味では、ガス事業生産動態統計調査とは

違って、法的拘束力がない分、事業者の負担感なども考慮いたしまして、調査頻度は年1回ということにしております。かつ、調査の依頼から2か月間、年度末から4か月強といった期間を設けております。

以上、申し上げましたとおり、前月分を翌月の10日までに毎月提出し、さらに、金額については四半期ごとに提出する必要があるガス事業生産動態統計調査とは、負担感あるいは期限の猶予といったものが大きく違うということを上申しておきたいと思っております。

また、ガス事業生産動態統計調査において、都道府県別の記入、そして集計を行うということに関しましては、具体的に、販売量とか調定数以外に、例えば原料購入量などのデータもありますので、仮にやることになった場合はどこを公表するのか、そして、調査頻度はこれと同じように毎月なのかどうかといったことも、事業者にかなり影響があるかと思っておりますので、十分な調整の時間はいただければと思っております。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見等、何かありますでしょうか。

私からお尋ねしますが、やはり、都道府県別の販売量、メーター取付数とか調定数というのは、事業者から見れば関心があるデータということなのではないでしょうか。

○熊井審議協力者 そうですね。販売量とメーター数、調定数というのは、ガス事業の中ではかなり主要なデータになりますので、事業者の関心も高いと思っております。逆に、例えば、今、1県の中に1社しかない県もありますし、あるいは2社しかないという県もあります。その場合、その数字がそのまま出ますと、例えば1県の中に2社しかない県があったとして、その県の販売量とか調定数とかが出ると、ライバル会社からしてみれば、相手方の販売量とかメーター数とか調定数が全部分かってしまうということもありますので、相手方に自分の会社のデータが出るということに対しては、かなり強い抵抗感を示している事業者もあるのは事実です。

○川崎部会長 その点については、今、加盟されている事業者の方は一応納得されて、これで公表されているということですか。

○熊井審議協力者 今はそうです。ただ、今と4月以降で大きく違ってくるのは、やはり、来年は小売事業そのものが競争市場にさらされるというところが大きく違ってくるものと思っております。

○川崎部会長 なるほど、分かりました。なかなか興味深いけれど微妙な数という性格がありそうです。

ほかの方はいかがでしょうか。どうぞ。

○西郷委員 普及率と記載してあるのですけれども、1世帯で複数のメーターを取り付けている場合もあるので、純粹、普通の意味での普及率とは少し違うと捉えてよろしいものなのですか。

○熊井審議協力者 おっしゃるとおりです。普及率が100%を超えている県もあるのですけれども、どういう計算をしているかといいますと、その県における都市ガスの供給エリアの世帯数を分母としています。分子は、その県内にあるガス事業者のメーター取付数にし

ているのですけれども、この分子の中には、家庭用として使っているお客様だけではなくて、商業用ですとか工業用のメーター数も分子として入っているところがありますので、東京とか大都市圏では100%を超えるケースが発生しているというのが実態です。

**○川崎部会長** ほかにはいかがでしょうか。

なるほど。データというのは、やっぱり関心のある方は集めていらっしゃる、探せばあると実は感心したのですが、さて、これをこの審議の中でどういかにするかというのが実は一番の関心でして、我々の部会として、これをどういうふうに整理していけばよいかということですが、一応、議論のたたき台として、私なりの今の感じを申し上げますと、現在の状況だと、種々の難しい状況があるのは理解しつつも、しかし、やはり行く行くは、どこかの段階で、都道府県別のデータは必要な統計となってくるのではないかと。やはり、公的統計として整備する必要があるのではないかと考えられます。それで、データをとることは全く不可能ということではなさそうだが、調整が必要。また、回答をいただくためにも、さすがに月次でいただくのは厳しいし、また、必ずしもそこまでの必要性もないのではないかとされる。また、事業者間の情報の秘匿の問題もある。そのようなことを考えると、望ましい方向としては、年1回のサイクルで統計を集めていただく方向で、今後、努力していただけたらと私は思うのですが、ほかの皆様はいかがでしょう。

**○河井委員** 今の川崎部会長の御意見ですけれども、もちろん、年次でというのは、作業上は可能という印象を持っているのですが、先ほどの熊井審議協力者のお話だと、年次でやったとしても、県に1社しかない場合には、生産量が分かってしまうということで、協力が得られるかというのが最大の問題点だと思うのです。その点は、熊井審議協力者ご自身としては、どういう感触、今後、全面自由化が行われたときに、公表に協力していただけると考えられるものなのでしょうか。

**○熊井審議協力者** 基幹統計として、国から出さないとされたら、事業者としては選択肢はないと思うのですね。法律で決められてしまったら、出さなければいけないという感じにはなるのだらうと思います。ただ、例えば、ガス協会としてくださいということになると、いや、そこまで出されたら、提出しなければいけないのは困るという意見が、恐らく、本音としては出るのだらうと思います。

あとは、先ほど言ったとおり、秘匿の問題がどうなるのかというところが大きなポイントになると思いますので、例えば、県に1社しかない、2社しかないという場合の秘匿の扱いをどうするのかというところは、事業者からの意見も聞いていただければありがたいと思います。

**○川崎部会長** 念のためのお尋ねですが、全面自由化後は都道府県をまたがっての提供もできるようにはなるのですよね。ただし、ひょっとすると、どうやっても都道府県をまたがりようがないような導管しか設置されていない県というのものもあるのですか。私はその辺はよく知らないのです。

**○藤本経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長** 供給区域としましては、もちろん、県内だけで独立している場所というのはございます。ただ、例えばローリーである地点まで運んで、そこで供給するという形で、独立していたとしても、他の

事業者が参入することは可能になります。

○川崎部会長 なるほど、分かりました。

その意味では、自由化後になってくると、従来は1社しかなかった、2社しかなかったという状況の中でも、実はもう1社供給しているかもしれないという状況が起こり得ることになってくるから、1は絶対秘匿、2は絶対秘匿だと言いながらも、全面自由化後になると、供給事業者数が3以上になっている可能性は否定できない以上、結局、一応、秘匿できたことになっているのかと直感的には思ったりもします。ただ、これは机上の議論だけで済まない部分もあるでしょうから、やはり、よく確認、検討していただく必要はあるのだらうと思います。

どうぞ。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 事務局から資源エネルギー庁に確認させてください。答えられる範囲で結構です。

1つ目ですが、今日、席上配布資料で県別に出ているのですが、この中では域内に1社しかないとか2社しかないというのがあると思うのですが、この中では域内に1社しかないとか2社しかないというのがあると思うのですが、監修された立場として、現状においては、秘匿とか、そういう問題はなかったのでしょうか。

○藤本経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長 このレベルであれば、御協力いただけたということであります。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 年間であればオーケーということですか。

○藤本経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長 はい。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 分かりました。

○藤本経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長 もう一つは、先ほども少しお話ししましたが、今はこの数字を出したとしても、小口の部分にほかの事業者が入ってくることはないものですから、そこは事業者によっては割と鷹揚であったという点は、もしかしたら、あるかもしれないです。自由化前の時点で、このレベルであれば、御協力いただけたということだと思います。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 ありがとうございます。

あと1点、よろしいでしょうか。自由化ということですが、部会長も思っておられるのは、自由化によって、今まで1社だったのが3社あるいは4社になることによって、秘匿の必要性が薄くなるのではないかという考え方がある一方で、今日の御説明を伺うと、自由化することによって、逆に複数社が入ってきたとしても、その情報というのは、逆の意味で秘匿度が高まると申しますか、出たくないという事業者が出てくるのではないかという、逆のベクトルの話が出ています。自由化によって複数社が入ってきて、そうすることで、この県にはこれだけの需要家がいるということは秘匿しなくてもよいのではないかと考えられる一方で、競争が始まることによって、その県でどれだけ供給しているかというデータを個々の事業者として出たくないというベクトルが働く、2つの方向性があると思うのですが、どちらをイメージすれば実態に沿う感じになりますか。

○藤本経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長 両面あると思っ

ていまして、ガス小売全面自由化になって、仮にこれまで県で1社だったところに他の事業者が参入してくれば、秘匿する必要はなくなってくると思います。一方で、1社だけで他の参入がない状況におきましては、その情報を出したくないというのは、今、他の事業者が参入する可能性がないときよりも強まる可能性があると思っています。

実際に電気の例を見ますと、電力小売全面自由化後の動きは相当地域差がございまして、御案内のとおり、東京、大阪をはじめ、大都市圏では結構数多くの新規参入者が出ているのですけれども、例えば沖縄ですとか、そういったところでは、まだ新規参入がない状況もございまして。そこからしますと、割と、特に地方のガスの供給区域においては、新規参入がそんなに激しくはないという可能性もあるのかと思って見ているところでもあります。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 ありがとうございます。

それでは、新規参入で複数になれば、その地域に関しての秘匿度というのは薄まるけれども、一方で、引き続き1社とか2社というところに関して言えば、秘匿度がより一層高まる、自由化になったがために秘匿度が高まる可能性がある、その両面があるという理解をすればよいでしょうか。

○藤本経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長 おっしゃるとおりだと思います。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 ありがとうございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

確かに秘匿の問題はありますけれども、全面自由化で参入が増えてきた時点では、かなり秘匿度の問題は解消しそうだという感じを持ちながら今の議論を聞きましたけれども、もう一方で、まだ自由化が進んでいない段階で、例えば特定の1社が特定の地域を100%押さえている段階でこそ、逆にいえば、競争を促すためにも、その情報を提供していただくというのも、本当は、必要かもしれないのですよね。競争政策からすれば、情報を独占していることで、なかなか参入が進まないという側面もあるので、「独占」と言ったら言葉は悪いかもしれませんが、競争促進の観点からすれば、私は秘匿の度合いを少し緩めてもよいのではないかとさえ思ったりするところもあります。

そういうことも考えるわけですが、さて、このまとめ方をどうするかということに戻らせていただきます。先ほどの繰り返しになりますけれども、やはり、月次で、直ちに対応することが難しいのは、よく理解できることだと思います。そういう意味では、今回の地域別、ブロック別として把握されるというのは、現時点で、やむを得ないという整理でよいのではないかと、私は、今、議論しながら感じたところです。

ただ、今後の自由化を考えていきますと、やはり、都道府県別のデータは必要性があると御理解いただいている方が多いのではないかと思います。そこで、年1回の調査事項として追加することは、都道府県別についても、やはり今後、引き続き検討していただく必要があるのではないかと思います。

そういうことを踏まえまして、今後の課題として、例えば、このような書きぶりがあるかというのが今の頭の整理なのですが、1つの例と受け止めていただければと思うのですが、「今後のガス事業における自由化の進展状況を踏まえ、報告者の記入負担や利用者のニ

ーズにも配慮しつつ、都道府県別の調定数等、ほかのデータも含めて、年1回の調査事項として追記するなどの方法により把握することについて検討する」という趣旨を今後の課題として残させていただきたいと思っております。委員の皆様、いかがでしょうか。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 今おっしゃったのは、皆様のお手元の資料4の答申案の4ページ目になりますけれども、「しかしながら」のところで、「現時点では、やむを得ないものとする。」、その後ろが（P）となっていますけれども、その後ろに引き続き記載される、記載した上で今後の課題というイメージでしょうか。

○川崎部会長 そうですね。すみません、御説明ありがとうございます。どこのことを論じているのかが分かりにくくなってしまいましたけれども、今、個別に「ウ 調査事項の変更」のところを申し上げたところでございます。

そのような形でおさめさせていただきたいと思いますが、口頭で申し上げておりますので、文面の確認は後ほど事後的にメールでさせていただきたいと思いますが、大筋でそのような方向でよろしければ、そのような文面で、事務局とも相談しながら、しっかりした文章にまとめていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。この件だけで大分長く時間をいただいてしまいました。それでは、次の項目に進ませていただきたいと思います。

現在どこまで来たかといいますと、ウまで終わりました。次がエということでございます。今、資料4の4ページ目の上のところまで終わったところですが、エの「調査事項の削除」ということでございます。これについては、これまでの議論では適当ということで整理するとさせていただいておりますが、このようなことでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは次に、「オ 集計事項の変更」につきましては、調査事項の追加、削除等の変更に伴いましての計画ということで、これに合わせまして、継続性にも配慮していただくということになっております。そういう意味で、これも適当と整理させていただいておりますが、これでよろしいでしょうか。

では、そのようなことで、御了解いただいたものとさせていただきます。

続きまして、「カ 公表の方法及び公表の期日の変更」でございます。これは若干の議論もございましたけれども、インターネットの部分、これはやっていただくということで結構なことですが、これについては適当と整理させていただいておりますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのようなこととさせていただきます。

続きまして、「キ 調査票情報の保存期間及び保存責任者」につきましては、先ほどの議論で、こういった変更で調査票の情報を永年保存としていただくというのは結構なことだと思いますので、これまでの議論を踏まえて、適当と整理させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、（P）は外しまして、適当とさせていただきたいと思っております。

続きまして、資料4の7ページ目に進ませていただきます。「2 前回答申における今後

の課題への対応」ということでございます。これにつきましては前回も議論していただいたことで、この対応は適当であると整理させていただいておりますが、これでよろしいでしょうか。

では、御了解いただいたものとさせていただきます。

続きまして、3の「オンライン調査の推進」ですが、引き続き、いろいろな努力がされるということで、適当と整理させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、これについても、御了解いただいたものとさせていただきます。

続きまして、7ページが一番下にタイトルだけ出ている今後の課題（P）というところから次のページにかけてでございます。次のページは本文がありませんけれども、「今後の課題」というのは、先ほど、都道府県別の結果の必要性ということで、ここについて課題を入れてはどうかと思います。これは先ほど申し上げましたような文面になりますけれども、案文としましては、「今後のガス事業における自由化の進展状況を踏まえ、報告者の記入負担や利用者のニーズにも配慮しつつ、都道府県の調定数等を年1回の調査事項として追加するなどの方法により把握することについて検討する」ということで、これについては、引き続き、資源エネルギー庁で課題として検討していただきたいと入れたらどうかと考えております。この文面につきましては、最終的に、また改めて確認させていただきたいと思います。

一応そのような方向で整理させていただきますが、4はそのような扱いということでございます。

続きまして、「5 未諮問基幹統計の確認」については、本日、審議していただいたばかりですので、8ページ目にはまだ案文が入っておりませんが、これまでの議論を踏まえますと、それぞれ要件としては、基幹統計の要件に適合しているということであるかと思えます。また、引き続き、この調査の必要性はある。また、ガス動態調査を踏まえた改善の余地については、議論はあるかもしれませんが、1点、これはどこまで記載するかという問題がありますけれども、全体としては、先ほどの統計の体系の中でありましたようなLPガスの扱いをどうするかという問題があるかと思えます。これについては、書き方がなかなか難しいところであろうかと思えますが、現時点では、ガス事業生産動態統計自体をすぐ変えるという方向ではないと理解しております。それはそれでよろしいかと思えます。ただ、今後のこととして、これをどの程度記載するか、LPガスのことを視野に入れたような統計の在り方を今後考えていただきたいというのをどの程度申し上げるのがよいかというのが一つあるかと思えますが、この点について、両委員の方からも御意見をいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○西郷委員 本題とずれるかもしれないのですが、8ページの未諮問基幹統計の確認というのは、答申そのものとは違うものですよね。ただ、未諮問基幹統計としての確認と答申を記載するという作業を別々にやると、時間の効率がよくないことから、今まで未諮問基幹の確認が行われていないものに関しては、部会が開かれるときに一緒にやりましょうということになっていたように記憶しています。そうすると、議論は一緒にやったわけですが、文章として出すときに、まとめてしまったほうがよいのかどうかというの

は、私、今まで類似の事例があったときにどうしていたかというのを思い出せないのだから、こういう質問をしているのですけれども、今、部会長がおっしゃった一番最後の点は、今後の課題に記載したほうがよいようにも思えたので、それをここに書くよりは、まず5番目の項目の位置付けをはっきりさせてから、ここに何を書くべきなのかということを整理なさったほうがよいのではないかと思ったのです。

○川崎部会長 大事な御指摘ありがとうございます。確かに、そういう側面はあります。通常、5番目の項目というのは、いつも原則として答申の一部として入れる方向でやってきていましたか？ほかの統計でこういう事例はどうしていましたか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 過去に類似の未諮問の確認したものにつきましては、答申では触れずに、別途報告、口頭報告が主体かと思います。

○川崎部会長 なるほど。そうすると、このページの部分は、むしろ、答申とは少し切り離してやるほうがよいでしょうか。委員会では、報告としては説明するけれども、この答申としては含めないという方向にしましょうか。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 選択肢として、こうしなければならないというスタンダードはないのです。未諮問基幹統計について、委員会の中、いわゆる部会審議の中で一緒に議論するという前例はあります。扱いとして、今、西郷委員からも御指摘がありましたとおり、答申、いわゆるガス事業生産動態統計調査の変更に関するものとは別でということでしたら、この8ページの部分を別のペーパーにして、未諮問の確認結果という形で委員会に御報告する、いわゆる答申の一部としてではなくて、ペーパーとしては別という方法です。ただ、いずれの形にするにしましても、部会の中できちんと議論しましたということは、形としては、しっかり残さないといけないと考えております。

○川崎部会長 分かりました。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 今までのケースですと、確認はしたけど、今、西郷委員からも御指摘がありましたような今後の課題的な指摘まではなかったもので、議事概要の中にその旨記載を残して、答申時に口頭で追加報告という形でおさまっていたわけですが、今回の場合、書きぶりにもよりますが、今後こうあるべきみたいな、今回の確認結果を踏まえて、それを委員会に報告するというのであれば、議事概要の中に落とすのではなくて、別建ての紙にして、対外的に発信するというのも一つの方法かと思います。

○川崎部会長 確かに、私も今の説明を聞きながら、これを別紙にしたほうが、そもそも、出発点はガス事業生産動態統計の話だったのですが、もう一つの液石法の関連から出てきたLPGも含めた議論というのは、少しそこから離れている部分もあるかと思いますが、もし、委員の皆様がよろしければ、別紙という扱いとさせていただきたいと思います。そちらに、最初のほうにやった議論を入れさせていただくということではいかがでしょうか。多分、本体のガス事業生産動態統計に今後の課題として記載してしまうと、いつまでにどうするのかといった議論になろうかと思いますが、今のLPGの扱いについては、先が読めないような部分もあるかと思うのです。今日の議論だけで、私自身も全体をカバーした

統計があったほうがよいという思いはある反面、では、それがすぐ適切にできるかといったら、やや迷う部分もあるので、先ほど森下審議協力者がおっしゃった都道府県別の需要者数とか、そういうデータはほしいというのはもちろんあるのですが、なかなか一気に、もう一つの基幹統計まで議論を及ぼせるというのは、少しハードルが高いところもあるかと感じましたので、その点は、問題意識としては、ここだけ切り離したメモで記載することは何か工夫してみたいと思いますけれども、そういうことで、この部分は答申の本体からは外すという方向でいかせていただこうかと思えます。

○西郷委員 はい。

○川崎部会長 そうすると、切り離した文面につきましては、私は今のような認識でいるのですが、この作文については、案文の書き方がまだ具体的に、今日の議論を聞きながらのことでしたので、私の頭からすぐ出てきませんので、これにつきましては、また後ほど、メールでも御相談させていただけたらと思えますが、よろしいでしょうか。

それでは、これで一応、全体として、全項目について審議していただいた形になります。これでまた頭に戻っていただきますと、承認の適否ということに、念のための確認ということになりますが、承認して差し支えないという結論になっておりますが、これらを振り返りまして、そのような結論でよろしいかと思えますが、いかがでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、この答申案の審議につきましても、終了したことにさせていただきます。今、幾つかの論点につきまして、まだ文面が少し、口頭で申し上げたり、あるいはまだ練れていないものもございしますが、答申案ともう一つ切り離した文面も含めて、一応、原案の作成等について、私に一任いただきまして、最終的にメールで確認させていただくことにさせていただけたらと思えます。

それでは、この後の確認を踏まえまして、答申案全体につきましては、部会で合意されたものという形を、11月18日に開催予定の委員会で報告することとさせていただきたいと思えます。そのような扱いとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それからもう1点、地域別の統一の問題につきまして、前日も議論がございました。今回、ガス事業生産動態統計調査の審議の中では、最後の今後の課題として、都道府県別の結果を種々の調整、条件を勘案しながら検討していただきたいということで入れさせていただく方向で進めさせていただきますが、それはそれとして、もう一つ大きな問題として、地域別の区分の統一の推進という課題がございします。現時点では、少なくとも地域別の区分の統一というものが、この統計においては一定のブロック別ということになっておりますので、残念ながら、今、政府の種々の統計で見ますと、このブロックの区分が不統一な状況になっております。これについては、外部や利用者の中から、いろいろな御批判もございします。しかしながら、行政上の仕組みあるいは行政上の利用のために、この統一が図られていないということがございします。しかしながら、これについての統一の必要性ということもございしますので、基幹統計全体あるいは政府統計全体の課題ということもありますので、これについても、何らかの形で部会長メモとして出すことも考えなければいけないと思っております。この点については、前日も少し申し上げたことかと思えます。そこ

で、部会長メモとして、この答申案とは別に委員会に報告させていただこうかと考えております。これもこれから文章化していくことになりますけれども、その骨子を申し上げますと、このようなことを考えているということでございます。

まず一つは、大前提としまして、現状では地域区分の統一の推進の強化ということが政府統計全体の流れとしてあるということでございます。

それに対しまして、地域ブロックの区分については、現状としては、種々の統計の間では、必ずしも統一が図られていないという認識がある。それに関しては、できるだけ都道府県別の報告を求めていくことが望ましい。しかし、報告者負担への配慮などから、直ちに改善できないものもあるのが事実ということで、ガス事業生産動態統計調査については、今後の課題にも記載しますように、都道府県別の結果のデータの把握をしていただくことを期待すると同時に、政府全体で地域別表章の標準的な在り方を引き続き検討していただく必要があるということ部会長メモの中では述べていきたいと思っております。

幸いなことに、都道府県別のデータ、ガス事業生産動態統計の中では収集を進めていくことについては、今後の課題として入れていくことについては御理解いただけていると思っておりますので、その点については、どのような書きぶりにするのがよいかということはありませんけれども、この中では今後とも努力を期待するということを記載させていただこうと思っております。

そのようなことで、まだ文章が十分練れていないとは思いますが、今の大きなポイントとしましては、地域別表章の標準的な在り方を政府全体で検討することが大事であること、そしてまた、ガス事業生産動態統計の中では、今後の課題にありましたように、都道府県別のデータ把握の推進を期待したいことを述べるということで、部会長メモを作成することにさせていただきたいと思っております。

これにつきましても、委員の皆様とも、答申案とセットで、御確認をお願いしたいと思っております。

以上のようなことでございますが、特にこの段階で御意見等ありましたらいただけたらと思っておりますが、よろしいでしょうか。

**○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官** 今、メモの骨子案について、部会長から御紹介があったところですが、1点だけ確認を。部会長メモを作成される場合には、基本的に、一般的あるいは政府横断的な事項についての記述ということになるかと思っております。今おっしゃった中で、調査事項の県別把握について、ガス事業生産動態統計調査に関しても期待しつつ、全体としても検討するというお話があったのですが、ガス事業生産動態統計調査につきましても、先ほどの審議の中で、答申案の今後の課題の中で、直接かつ具体的に書き込むという整理をなさったかと思っております。それに加えて、部会長メモの中でも再度書くという感じでございますでしょうか。それとも、部会長メモは、あくまで一般的にという理解をすればよろしいでしょうか。

**○川崎部会長** そうですね、やはり、入れると、くどいですか。では、少し変更いたしまして、一般的な政府統計全体の共通の課題を述べることにさせていただこうかと思っております。今の御指摘を踏まえると、やはり、1つの論点を2つで述べるのは、少しくどいかという

気もしますので、そういった方向にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

今後の課題については、すぐ実現できるわけではないということがありますので、当然ながら、部会長メモに記載しないとしても、期待するという事実には変わらないということですが、スタイルとして、同じことを二度も言うのも、少しくどいかという気はいたしますので、そのようなことにさせていただこうかと思えます。

全体のスタイルとして、部会長メモがガス事業生産動態統計調査と全く無関係に出てきているように受け止められるのも困るので、若干のキーワードぐらいは入るかもしれませんが、くどくないような書き方をしなければいかんとも思いますが、その辺り、もう一度、今、口頭では申し上げましたけれども、今の事務局の御意見もよく踏まえて、整理させていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 はい。

○川崎部会長 それでは、いろいろ御意見をいただきまして、ありがとうございました。これをもちまして、ガス事業生産動態統計調査の審議は全て終わったということになります。おかげさまで、2回で無事終了することができまして、大変ありがとうございました。それでは、委員の皆様、審議協力者の皆様、各府省の皆様、調査実施者の皆様、事務局の皆様、本当にありがとうございました。これをもちまして、この部会の審議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

事務局から御連絡等があるかと思えますので、お願いしたいと思います。

○岩黒総務省政策統括官（統計基準担当）付官 では、先ほども部会長から御説明がありましたとおり、実際にお集まりいただく部会審議は本日で終了いたします。答申案の修正案につきましては、部会長と御相談の上、早急にお示しいたしますので、御確認のほど、よろしく願いいたします。それが終わり次第、委員の方々については、統計委員会担当室から最終的な書面決議の確認をさせていただきますので、お含みおきください。

最後に、部会の結果概要については、事務局で作成次第、メールにて御照会いたしますので、こちらにつきましても、御確認をよろしく願いいたします。

以上でございます。

○川崎部会長 それでは、長時間にわたりまして、御審議ありがとうございました。これで部会を終わります。どうもありがとうございました。